

(介護予防) 短期入所生活介護 契約書

< 指定事業所番号 2870700867 >

様（以下、「利用者」といいます。）と
社会福祉法人あんず会 須磨浦の里（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護予防、短期入所生活介護の提供場所・内容）

- 1 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護の提供場所は事業所です。所在地および設備の概要は、重要事項に記載のとおりです。
- 2 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第4条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、利用者に請求します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月18日までに、重要事項説明書に定める方法によって支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第5条（短期入所生活介護計画）

事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期生活介護計画」を作成します。但しおおむね4日以上ご利用の方に限り、事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者又はその家族に説明します。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者はサービス提供を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者及びその家族は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者及びその家族は当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費にて受けることができます。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日の15時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日の15時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（介護保険改正等による増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合

- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
 - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ③利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師への連絡に努める等可能な限りの措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は、介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（非常災害対策）

非常災害に関する具体的計画を算定するとともに、利用者に対しては所轄消防署と

の密な連携により定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

第16条（身体拘束について）

ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません

但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

第17条（施設設備使用上の注意）

故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復すか、相当の代価により弁償をしなければならない場合があります。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

事業者

住所 神戸市須磨区一ノ谷町3丁目3-21

名称 社会福祉法人 あんず会 須磨浦の里 ショートステイ

理事長 鶴崎 隆一 印

電話 078-732-4165